



市章

大津市公報

令和6年8月15日
第128号

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規 則	
55	大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
56	道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
○ 告 示	
187	道路の区域の変更について…………… 2
188	道路の供用の開始について…………… 2
201	平成13年告示第44号(公共工事の入札の過程等に関する事項の公表に係る公衆の閲覧に供する方法について)の一部改正…………… 2
202	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出について…………… 3
203	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定について…………… 3
204	生活保護法による指定医療機関の指定等について…………… 3
205	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定等について…………… 3
206	土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定について…………… 4
○ 公 告	
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告…………… 4
	農用地利用集積計画公告…………… 5

規 則

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年8月15日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第55号

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則(平成10年規則第18号)の一部を次のように改正する。
第10条第2項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地域医療政策課

第10条第2項に次の1号を加える。

(8) 母子保健課

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年8月15日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第56号

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則(平成10年規則第

20号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地域医療政策課

第9条第2項に次の1号を加える。

(8) 母子保健課

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

大津市告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和6年8月1日から同月22日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月1日

大津市長 佐 藤 健 司

路 線 名	区 間	変 更 の 前 後 の 別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
市道中3613号線	大津市本宮二丁目字石ケ谷215番35地先から 大津市本宮二丁目字石ケ谷215番35地先まで	変更前	3.5~3.8	9.0
		変更後	4.0	

(令和6年8月1日揭示済)

大津市告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和6年8月1日から同月22日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月1日

大津市長 佐 藤 健 司

路 線 名	区 間	供用開始年月日
市道中3613号線	大津市本宮二丁目字石ケ谷215番35地先から 大津市本宮二丁目字石ケ谷215番35地先まで	令和6年8月1日

(令和6年8月1日揭示済)

大津市告示第201号

平成13年告示第44号（公共工事の入札の過程等に関する事項の公表に係る公衆の閲覧に供する方法について）の一部を次のように改正する。

令和6年8月15日

大津市長 佐 藤 健 司

前文中「同法」を「令」に改める。

本文を次のように改める。

次のとおり閲覧所を設け、及びインターネットを利用する。

1 閲覧所

(1) 場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所総務部契約検査課及び政策調整部市政情報課（市政情報課にあつては、令第7条第1項に掲げる事項に限る。）

(2) 閲覧日時 大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条第1項に規定する市の休日以外の日の午前9時から午後5時まで

2 インターネット

(1) サイト <http://www.city.otsu.lg.jp>（大津市ホームページ内。令第7条第1項及び第2項に掲げる事項に限る。）

(2) 閲覧時間 終日（サーバの保守等を行う時間を除く。）

大津市告示第202号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和6年8月15日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号
フォレスト石山	大津市晴嵐一丁目17番1号	合同会社フォレスト	大津市晴嵐一丁目17番1号	就労移行支援	令和6年8月31日	2510101096

大津市告示第203号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年8月15日

大津市長 佐 藤 健 司

名称	所在地	自立支援医療の種類	医療の種類	指定年月日
アピス薬局大津店	大津市札の辻4番6号	育成医療及び更生医療	薬局	令和6年6月1日
はな薬局	大津市大江三丁目5番25号	育成医療及び更生医療	薬局	令和6年6月1日
エン薬局唐崎店	大津市滋賀里四丁目19番17号	育成医療及び更生医療	薬局	令和6年7月1日

大津市告示第204号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定医療機関として新たに指定したもの及び指定医療機関のうち再開の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和6年8月15日

大津市長 佐 藤 健 司

1 新たに指定したもの

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションユースフル滋賀	大津市本堅田六丁目6番2号	令和6年6月1日
ますだ歯科クリニック	大津市浜大津一丁目2番9号	令和6年7月1日
エン薬局唐崎店	大津市滋賀里四丁目19番17号	令和6年7月1日

2 再開の届出があったもの

名称	所在地	再開年月日
一里山やまね皮フ科	大津市一里山一丁目8番29号一里山中央ビル2F	令和6年4月19日

大津市告示第205号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定医療機関として新たに指定したものと及び指定医療機関のうち再開の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和6年8月15日

大津市長 佐 藤 健 司

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	指定年月日
ますだ歯科クリニック	大津市浜大津一丁目2番9号	令和6年7月1日
エン薬局唐崎店	大津市滋賀里四丁目19番17号	令和6年7月1日

2 再開の届出があったもの

名 称	所 在 地	再開年月日
一里山やまね皮フ科	大津市一里山一丁目8番29号一里山中央ビル2F	令和6年4月19日

大津市告示第206号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質により汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和6年8月15日

大津市長 佐 藤 健 司

1 形質変更時要届出区域

- (1) 所在 大津市際川一丁目字北天狗83番3の一部及び同町字南天狗53番1の一部
 (2) 範囲 次の図のとおり

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

「次の図」は省略し、その図面を大津市役所環境部環境政策課に備え置いて縦覧に供する。

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年7月31日

大津市長 佐 藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市一里山一丁目24番24号 フジ商事株式会社 代表取締役 藤田 万利子	開発区域 大津市雄琴四丁目字深田 454番21の一部、456番1、 同番3の一部、457番1、 458番1、459番1、同番2 及び同番17の一部並びに上 記地先大津市法定外道路 開発行為に関する工事の区域 大津市雄琴四丁目字深田 454番21の一部、456番2の 一部、同番3の一部、457番	開発区域 1,701.41㎡ 開発行為に関する 工事の区域 84.22㎡	令和6年 7月30日	第1705号

	2の一部、458番2の一部、 459番3の一部、同番4の 一部及び同番17の一部並び に上記地先大津市法定外道 路			
--	---	--	--	--

(令和6年7月31日揭示済)

農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和6年8月1日

大津市長 佐 藤 健 司

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

(令和6年8月1日揭示済)